

## N・チュムバレンの宥和政策とムツソリーニの外交(二)

### —ストレーヴァ戦線の結成—

ナチスの威嚇が強化されるに、ナチスの軍事的進展が止まらなくなつた。その結果、北島平一郎によれば、アフリカのムツソリーニは、アラキヤーの名で、各國洋軍艦隊の連絡、レーリーの攻撃を開始した。

#### 目次

- 一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十
- は  
し  
が  
き
- アフリカに関する一九三五年仏伊条約  
ラバル・ムツソリーニ協定の締結  
ラバル・ムツソリーニ協定の内容  
仏伊利書関係
- オーストリア独立の防衛  
伊仏二国とオーストリア  
ドルフス首相の暗殺  
クー・データーとヒットラー
- 英仏伊三国とアビシニア  
イタリアのフリー・ハンド  
英仏伊三国のアビシニア葛藤  
第一次世界大戦後英伊両国とアビシニア  
ストレーザ戦線の結成と意義  
ストレーザ会議

ストレーザ決議  
ストレーザ決議の意図  
ストレーザ決議の運命  
ストレーザ決議の意義

## 十　この稿のむすび

はしがき

一九三三年における英仏独伊四国協定の不成就は、ムッソリーニ (Benito Mussolini, Italian Prime Minister) をいたく失望させた。その反動か、あらぬか、イタリアはアビシニアに積年の野望実現の手を染ぬ。一九三四年一月にイタリアのアビシニア侵寇は、具体化する。翌年一月七日、仏外相ラベル (Pierre Laval, Ministre des Affaires étrangères français) は、ムッソリーニと一つの協定に到達する。小論はこれをいわあがねじかねばならぬ。このラベル＝ムッソリーニ協定が、仏伊両国間とアビシニアに重大な意味をもつ。これにてアビシニア問題の激化、ヒットラーのベルサイユ条約軍事条項の破棄、フランスの仏ソ相互援助条約の締結と事態は奔騰する。

小論はこれらを跡づけ、時にムッソリーニが、一方でオーストリア独立を防衛する立場で英仏両国と結合し、アビシア問題で英國と疎隔するが、ヒットラーの暴走が英國をしてついにムッソリーニに近づかせ、これがストレーザ英仏伊三国連合の結成となる経緯を叙述する。そしてこのストレーザ戦線の三国結集が、ホーア＝ラベル・プラン (le plan Laval-Hoare) の成立となって英国有和政策の実現となる事情をのべ、最後ストレーザ戦線の成立が、実にこの英国外交の有和政策転換への一大ステップとなる次第をのべる。

## 六 アフリカに関する一九三五年仏伊条約

### ラバル＝ムッソリーニ協定の締結

一九三五年一月七日、フランス外相ラバル (Pierre Laval) が、ムッソリーニ (B. Mussolini) 伊首相との間に一つの協定を締結した。これは、仏伊両国のアフリカにおける諸懸案を解決するものと謳われた。<sup>レ</sup> ウエルラバル＝ムッソリーニ協定の締結である。仏伊間には種々の問題がわだかまっていた。一九三三年六月七日の英仏伊独間の四国協定は、これら問題解決に明るい予測を与えるものとみられたが、これは結局最後英仏両国において批准されずに廃棄された<sup>(1)</sup>。この結果仏伊両国間の友好関係にひびが入るように思われたところ、当該協定の締結となつて、仏伊両国間諸問題が再び単刀直入的に解決される見とおしとなつた。当然両国間にまた一層の友好が、約束されることとなつた。しかしこれは一九三四年一二月四日、エチオピア・ワルワルにおけるイタリア軍とアビシニア軍との衝突流血が起つて、イタリアのアフリカにおける野望が云々される事態の中で行われたことであり、フランスのヒットラー政権樹立後の対伊融和態度が明確に看取られる出来事であった。一二月四日のワルワル事件では伊軍四百とア軍六百が衝突し、凄惨な争闘を展開していた<sup>(2)</sup>。

### ラバル＝ムッソリーニ協定の内容

アフリカにおける利害解決に関するローマ・ハスヒイタリア間の条約、一九三五年一月七日 (Treaty between France and Italy regarding the Settlement of Their Interests in Africa, January 7, 1935. ラバル＝ムッソリーニ協定)<sup>(3)</sup>。フランス共和国大統領ヒイタリア国王陛下は、両国間に存在する善隣友好関係をアフリカにおいて発展させむ事とし

説

の目的達成のため、チュニジアに関する一八九六年九月二八日協定 (Les Conventions du 28 Septembre, 1896) ならびに一九一五年四月二六日ロンドン協約 (L'Accord de Londres du 26 Avril, 1915) 一二一条に夫々懸案となつてゐる諸問題を明確な手段をもつて解決するべく庶幾して、その全権委員を任命す。

フランス共和国大統領、

外務大臣ピエール・ラバル氏、そして

イタリア国王陛下、

ベニト・ムッソリーニ政府首長兼外務大臣は、彼らの全権を公式に承認し、次の条項に同意する。

### 第一節 チュニジア問題 (Questions tunisiennes)

一条、チュニジアのイタリア人並びにその植民地住民の地位と権利、そしてイタリアのチュニジア人のそれらは、特別協定によつて律せられる。その基礎は当日付の特別議定書に定められる。そして締約者は現条約とそれが、同日付で効力発生するようすみやかに交渉に入ることを約束する。

### 第二節 リビアと隣接フランス植民地の境界 (Frontière entre La Libye et les Colonies françaises limitrophes)。

一条、リビアを仏西アフリカと一九一九年九月二二日パリ協定による最極点のチモ東の赤道アフリカとかへ分ける境界は、次のじへく定められる。チュモリ・シマル・ドバ＝レ・ドゴロガの最北東端からレンネリ・ツルニア・

マドゥ・エビゲ・ダオジの三角点を経て、グリニッヂ東経二十四度と北緯一八度四五分の交叉点までの線。  
即ちチュモからレ・ドマル・ドバに接続する直線、レ・ドマル・ドバからレ・ドゴロガに結合する直線、レ・ドゴロガからレンネリ・ゲソとの融合点の下流に位置する点でレンネリ・ツルコに接続する直線、即ちフェザンから仏領土に残るバルダイに向うキャラバン通路のドゴロガ・レンネリ・ツルコの未開環状路、この地点からレンネリ・バルダゲとレンネリ・モモゴワかウフニと融合する点に接続する直線、この接続点からレンネリ・バルダゲをレンネリ・モモゴワかウフニから分ける高地の線、それからレ・マドゥまでの山脈の線、従つてレンネリ・バルダゲ・ズメリの右側の合流点、特に仏領土内に残るエンネリ・オドリ・チナ、ウアダケ、アラエ、メシュール、チレンノ、アゲスケ、カヤガ、アベチエまで。レ・マドゥからエビ・スマの川上一〇糠のエビゲに接続する直線、この点からダオジの三角点に接続する直線、この点からグリニッヂ東経二十四度と北緯一八度四五分の交点に接続する直線。この線引きは現条約附図一に示される。

II条、この目的のため、両政府を代表する特別委員は、前条の規定に従つて現場において境界劃定の仕事に着手する(Procéderont)。彼らは、その仕事の結果と共に、境界地域警察の効果的なあり方(manière)を保証するためと、また土着民による放牧場と水源地(des points d'eau)の利用を規制するためにとるべき手段につき合意された草案を両政府に提出する。

### 第三節 ヒトトリアと仏領ソマリ間の境界(Frontière entre l'Erythrée et la Côte française des Somalis)。

四条、一九〇〇年一月一四日と一九〇一年七月一〇日のローマ議定書により確定されたエリトリアと仏領ソマリ間

説

の境界は、次の線をもつてかえられる。バブ・エル・マンデブ海峡のデル・エールワからダーダト川直下流ウエド・ワイマに通じる直線。

**五条、第二節三条と同文。**

**六条、フランスは、ドメイラ島とその無名の附属島嶼にイタリア主権を認める。**

**七条、**条約は批准され、すみやかにローマにおいて交換されるべし。条約は批准の交換と共に効力を発生する。

一九三五年一月七日、ローマにおいて。

ピエール・ラバル 署名。

ムツソリーニ 署名。

**トニニア問題に関する特別議定書、一九三五年一月七日 (Special Protocol regarding Tunisian Questions, January 7, 1935)。**

両政府は次の事項 (les bases) に意見一致した。

**1** 一月七日付アフリカにおける仏伊両国の利害規制に関する条約の第一条に言及された (visée) 協約は、現実に有効な附属協定、並に文書の期限を一九四五年三月二八日までとすることに基づけられる。一九四五年三月二八日からはじまる普通法 (droit commun) の回帰は前進的に行われねばならない。

**2** 国籍の問題について、前述の協約は、次のとく規定する。一九四五年三月二八日以前にチュニジアにおいてイタリア人の両親から生れた個々人は、イタリア国籍をもつ。一九四五年三月二八日と一九六五年三月二七日の間

に、チュニジアにおいてイタリア人の両親から生れた個々人は、イタリア国籍を取得するが、彼らの多数達成につづく年 (l'année qui suivra leur majorité) にフランス国籍を主張し得る (réclamer)。彼らは、法定後見人の援助で一六歳以後、この選択をなし得る。一九六五年三月二八日からチュニジアにおいてイタリア人の両親から生れた個人は、チュニジアにおいてフランス国籍に基づく法体系に服属する。

3 チュニジアにおけるイタリア王立学校に関して、協約はその維持を一九五五年三月二八日までとする。その日からそれらは、チュニジアにおけるフランス学校法制に従う私立学校となる。この協約は、将来において現実の法制から結果するようにイタリア私立学校の地位を悪化させることは出来ないこと、並びに転換の後、王立学校の生存 (la survivance) のための行政的許可は、その活動が中断しないように認められることが理解されている (Il est entendu)。

4 一九四五年三月以前に、チュニジアにおいて特に法職、医業、薬業、助産婦、建築業等の自由業を営む許可を得ていたイタリア人は、第一項の適用によって如何なる体制が確立されようとも、生涯を通じてこれらを継続することが出来る。

二通作製。

ローマ、一九三五年一月七日。

ピエール・ラバル

署名。

ピエール・ラバル  
外務省大臣  
ムッソリーニ

署名。

外務省大臣  
ムッソリーニ

諸協定の伊公式要約（附仏公式要約覚書）一九三五年一月八日。

オーストリアとダニューブ沿岸中欧（Autriche et Europe centrale danubienne）。

両国政府（仏伊両国）は、関係各国に内政不干渉協定、と締約国の一に対する領土的一体とその政治的あるいは社会的体制への武力侵害を忌避する協定の締結を宣言する。

この協定の締約国は、オーストリアとその隣接国、イタリア、ドイツ、ハンガリー、チェコスロバキア、ユーゴースラビアとなる。

この協定はフランス、ポーランド、ルーマニアの同意を得るべし。そしてオーストリア、フランスの隣接国、さらにはその継承国（successeurs）にもその範囲を広げるべし。

その上、イタリア政府とフランス政府は、オーストリアの独立と統一を保持する必要を考え、その独立と統一が脅威された場合、仏伊両国政府は彼らの間とオーストリアとの間でとるべき手段につき協議することに同意する。この協議は、その後にこの協力を確かなものとするために他の国々にもひろばられる。

植民地の経済的利害関係（Intérêts économiques coloniaux）。

イタリア政府首長と仏外相は、夫々の本国とそのアフリカ植民地、ならびに隣接国との経済的関係を発展させることを今や好機と認め、この協調の実現のために必要な手段をとることを誓約する。この協調の場でデブチアジス・アベラ鉄道へイタリアの参加が実現する。

軍 備（armements）。

イタリア政府とフランス政府は、一九三一年一一月一一日の権利平等宣言にかんがみ、軍備に関する義務を一方的

に変更出来ないことと、このことが起つた場合彼らは協議することを約定する。<sup>(3)</sup>

### 仏伊利害関係

フランスはイタリアとは、本来的に利害関係が相反していた。それはイタリアが一八八二年にドイツの側に加担して、フランスのチュニス進出に対抗しようとした故事をもち出すまでもない。フランスは、オーストリアからバルカン半島、特にダニューブ沿岸諸国、トルコを中心とする中近東に勢力を扶植することをその外交政策のコーナーストンの一つとしていた。そしてまたフランスは地中海帝国としてアフリカ植民地拡張に大いに野望を燃やしていた。

イタリアもまた、同傾向の国家であった。イタリアの膨張主義は、その國家統一以来すさまじいばかりの激しさであつたが、イタリアは第一大戦以来、平和条約改訂派としてたちあらわれ、ユーゴースラビアの建国を喜ばず、アドリア海を自己の内海とする野望を藏していた。ハプスブルグ王家の復辟を図り、ハンガリー、ブルガリアの条約改訂主義を支持していた。またアルバニアへの脅威を構成していた。こうみてくると、当然イタリアはフランスの与党小協商と真向からの敵対となる謂であつたし、フランスにとってこれは耐え難い事実であつたに違いない。さらにイタリアはフランス同様、地中海帝国としてアフリカ植民地の開発をリビア、イソマリランドからアビシニアにのばさんと焦慮していた。<sup>(4)</sup>

こうした仏伊両国であつたから当然その外交政策の逐鹿戦では、両国は激しく敵対するはずであつた。そして三国同盟対三国協商の対立はおくとしても、第一大戦以後も仏伊両国は、大戦中の蜜月を過ぎれば、地中海、バルカン半島、アドリア海、エーゲ海、アフリカとの対立をするどく際だせてきていたのであつた。<sup>(5)</sup> この仏伊両国が結合するのは、当然これら両国間野望の競合を止揚する契機が存在しなければならなかつた。そしてそれはいうまでもなく

ドイツの脅威であつた。一九一五年ロカルノ条約のこれら諸国間における締結は、まず独仏両国の賠償をめぐる争いを中止せしことであつた。ラバル・ムッソリーニ協定の成立も、ドイツのヒットラー・抬头の空気を緩和させるための措置であつたことは言うまでもない。やがてにしてフランスがよつてもつてイタリアたのむに足るべしとしたのは、

イタリアが今やオーストリアの独立維持をその外交政策の金科玉条としていたことであつた。独奥合邦を忌避するのは、第一次大戦後中欧、バルカンの一大国是であつた。そしてその主義に最も忠実であつた有力国は、他ならぬイタリアであつたからである。<sup>(6)</sup>

(1) 大阪経済法科大学法学論集（以下法学論集として引用）、第十号（一九八四・11）「Z・モリ ムバーンの宥和政策とムッソリーニの外交（一）」五、シミュラーの抬頭と英仏伊三国外交」拙稿、参照。

(2) The League of Nations, ed. by R.B. Heng, Oliver & Boyd, 1973, pp. 119, An Extract from "The Conquest of an Empire, de Bono, 1937." 『ル・ボノ（General Emilio de Bono）が東アフリカ』、事件の後送られた時、ムッソリーニは彼に詔がいを下す。皇帝（Le Negus）として「ボノが高等施政官（High Commissioner 保護領における本国代表官）になると伝え、なほデ・ボノが誤解を解き、イ・ア両国的精神的物質的友好関係をうちたてるために送られたと伝えよ。もしもうならなければ悪化する事態にそなえて準備せよ。その時には、我々自身の自己的見地に従つて事態に対処しなければならぬ」と言った。そしてこう重大事をつけ加えた。「この時期、ローマでラバルとの会談が行われた。それが、東アフリカにおいて我々が行動をとらなければならなくなつた。フランスは我々の道に何らの障害を設けないと期待する理由（reason to hope）を与えた」。Histoire des Relations internationales, tome 8, de 1929 à 1945, par P. Renouvin, Hachette, 6<sup>e</sup> édition, 1976, pp. 57-58. ノルギンヌ大学教授であったP・ルノーブはこれにつき次の如く説明する。イタリアは一九一五年以来、英國と協調してアフリカに経済的独占を立てようとしていたが、皇帝はこれを認めや、鉄道利権についても否定的で、物資は日本、資本は米国がひいどに入れる方策に出だ。しかしイタリアは一九三一年がムシナリの政治的制圧を具体化しよへんした。そして植民相デ・ボノ大将が一万一千人の伊軍を展開する軍事プランを着手した。

(3) Documents on International Affairs, (hence cite as D.I.A.) 1935, Vol. I, ed. by J.W. Wheeler-Bennett & S. Heald,

Oxford Univ. Press, R.I.A., 1936, pp.19-22, Treaty between France & Italy regarding the Settlement of their Interests in Africa, Jan. 7, 1935, Titre I, Questions tunisiennes, Titre II, Frontière entre la Libye et les Colonies françaises limitrophes, Titre III, Frontière entre l'Erythrée et la Côte française des Somalis, Special Protocol regarding Tunisian Questions, Jan. 7, 1935, Ibid., pp. 16-17. マッソリーニは「眞誠にいふべきだめふだらぬ確然とした態度」、一般的な陥落（半島）問題の解決が「仏伊両國間懸案 (celle des questions à proprement parler franco-italiennes) の解決となれ。ヒーラによこし委曲をひくし、外交的に問題を解決してそれを明確な議定書にしただければいい（consacrer）、心決意のせむるのぐていた。法学論集、第十号、前出、八頁に一九一五年四月二六日ローヌン条約 111 条をのせておる。前述の如く、条約の解決が、条約中に明文化されじふるとは重大である。

(4) 例えば、ホール大学「国際関係」教授であった A・ウォルフター (A. Wolters) は次の如く述べる。小説家は仏伊両国友好関係の如何なるものにも反対した。イタリアの野心は小協商の利益に反した。ヨーロッパ・ラビトは、フランスはイタリアの脅威から守ってくれるよう要請した。イタリアは、「ハンガリー改訂主義、アルガリア人、マゼニニア人を支持」、アドリア海を内海とする野心を有し、バスブルグ復辟運動を支援し、またアルベニア侵透策を追求する。英 Britan and France between Two Wars, A. Wolters, G.J. McLeod, 1968, p.143. パ・ランデッサは、これにつき次の如く説明する。従つて、一九一四年一月はヒーラーべトガ、ハイタリットル協定を結んだ時、ベネシヨ (Benes) は「イタリアをなだめ、かつ（ヒーラー）を攻撃し」その武装を解かせねばならぬと観点から理解した。ベネシヨ自身もそのように後に、ムッソリーニと条約を結びが、同様の如くことなるやうだった。即ち彼は仏同盟重視をいつまでも変えられなかつた。アントワード S. Wandycz, France and her Eastern Allies, 1919-1925, Univ. of Minnesota, 1962, p. 305.

(5) Documents on British Foreign Policy, 1919-1939, ed. by E.L. Woodward, M.A., F.B.A., & R. Butler M.A., First Series, Vol. I, 1919, H.M.S.O., 1947 (hence cite as D.B.F.P.), No.4, Notes of a Meeting at Quai d'Orsay, July 7, 1919, and others, ハイウメによじて、イタリア人による煽動から暴動が起り、駐留兵九名が殺害されるという大事件となつたことが報せられてゐる。ハイウメには各国の駐留軍があり、また軍艦、船舶もいて騒擾的空氣が強かつたが、イタリア人は義勇軍を形成し、伊国王の名で統御が行われてゐる。八日、このため協商連合国による調査委員会が設けられるなどとなつたが、イタリアは、協力的でなかつた。米仏両国は、直ちに委員の任命を行つた。英國は、九日、委員を任命した。イタリアは、士官を出席せるとともに態度をとつてゐる。結局この事件は、ダムンチオ (G. D'Annunzio) のハイウメ占領、後、ムッソリーニによるとその併合と続くハイウメ事件のさなかがけを構成した。リードおず、伊仏争闘が行われたことが重大であった。

D.B.F.P., Second Series, op. cit., Vol. V, 1933, No. 77, A Report by Sir R. Graham (Rome) to Sir J. Simon, Rome, April 14, 1933, p. 142. ルハス首相のローマ訪問の主たる目的は、ベニ托スとの協定締結準備のためであつたが、彼は勿論ムンヒュッラー首相も含見し、オーストリア・ナチズに關する困難な境国情勢を詰合ひたいとしていた。この情報によれば、ルハス首相は、ムンヒュッラー首相はハイムウーハー (Heimwehr) の武器と資金の援助を要請するものとされ得る。Ibid., No. 89, Sir H. Rumbold (Berlin) to Sir J. Simon, Berlin, April 25, 1933, p. 161. ムンヒュッラー首相はハイムウーハーの軍入れた。またムンヒュッラー首相は独壇合邦 (Anschluss) と反対と報じられてゐる。Documents on German Foreign Policy (hence cite as D.G.F.P.), 1918-1945, Series C (1933-37), Vol. II, Oct. 14, 1933-June 13, 1934, No. 153, Ambassador Hassell to T. Habicht, Rome, Dec. 28, 1933, pp. 285-86. ルハスの報告によると、ローマやミラノなど大城市は結局は不戦だつてゐる。ルハスの存在はそれへの反対保障にはなら得ない。ただ現在はこれを阻止すべしとする旨である。Ibid., No. 258, Memorandum by the Foreign Minister, Berlin, Feb. 16, 1934, p. 491. 伊大使セルティ (Cerruti) によるとムンヒュッラーは最近トレンティルスを詰め込みは出来ない、と発言し、オーストリアと獨国家社会党政権との連合 (Gleichschaltung) は、アンシルムの同意語だと詰つた、と言ふ。なお大使は、オーストリアのハイムウーハーの行動は、ローマもついで指揮され得るという重大発言を行つた。外相 (Konstantin von Neurath, 1932-38) はバターンベルク (Starhemberg) の態度はいに由来があるべく、とし得る。

## 七 オーストリア独立の防衛

伊仏二国とオーストリア

オーストリアをめぐる仏伊両国の利害が、この時一致していた。その一致は、しかしながらオーストリアの独立を保持するということにだけかかっていた。微妙な一致であった。<sup>(1)</sup> フランスは第一大戦後奥匈帝国を解体し、そこから生れ出た民族国家群を防衛保護する立場であった。従つてフランスにとってオーストリアの独立を守るのは、オーストリアが昔の奥匈帝国にかえつて、再びこれら民族国家群—チエツコスロバキア、ポーランド、ハンガリー、ルーマニ

ア、ユーゴスラビア等を吸収合併してしまわないようにするためであった。ここに、フランスのオーストリア独立保持の意味があった。フランスは、オーストリアからバルカン半島、両海峡、トルコ、中近東にルイ一四世以来の支配体制を及ぼそうと念願していた。そしてこれは、一九世紀初頭以来のアフリカ植民帝国の建設と相まってその大きな野望となっていた。

イタリアのオーストリア独立防護の意図は、フランスの場合と全く異なっていた。イタリアにとってオーストリア独立防衛は、ドイツからの脅威に対するものであった。ドイツがオーストリアを神聖ローマ帝国の昔のように、また一八七九年の独壇同盟のようにその意味で合併してしまわないようこれを守る必要があったのである。ドイツの魔手が、オーストリア、解体されて全く小さくなってしまった昔日の大帝国を併合しないように、これを防護しなければならなかつたのであった。オーストリアは一八六一年まで、イタリア・ベネチア、ロンバルジーを併呑し、法王領まで蚕食して全くイタリア民族国家の癌であった。それが第一大戦後、立場をかえてオーストリアは縮小し、イタリアはブレンнер峠までのオーストリア・南チロルを併合して、その勢威をそこに逆発光していたのであった。しかしイタリアは、当時すでにアルト・アデッヂ (Alto Adige) 問題をかかえ、それ以上オーストリアを侵害する意思も実力も持ち合わせなかつた。<sup>(3)</sup>

イタリアの目的はオーストリアに対し、その独立を防衛することにあり、その方策として、イタリアはオーストリア、ハンガリー両国をあわせて、これら三國間に三国協商を作出することを目指すのであった。かく、一はハプスブルグ家の復辟を阻止し、他は伊勢力下の中欧結合を作出しようとしたのであった。しかしハンガリーは、ムッソリニ首相の意思に充分従わなかつた。墺匈両国とも第一大戦後は、経済的疲弊状態にあり、債務はかさみ、ハンガリー

はこれにモラトリアムの設定を宣言し、オーストリアもこれにならわんとする風潮で、オーストリアは経済的にイタリアとの協商関係を欲していたのであった。こうして伊墺二国関係は、政治的にはオーストリアの独立が防衛されねばならず、経済的には両国の共存がはかられねばならなかつた。<sup>(4)</sup>

### ドルフス首相の暗殺

伊仏両国がオーストリア独立を擁護することは、みだごとくその動機は相異するが、目的的には一致していた。そしてムッソリーニ首相は、一九三四年七月二十五日、オーストリア・ナチスのクー・データーを伊空陸師団を伊墺国境ブレンネル峠に急派展開することによつて圧殺し、オーストリア独立を防衛して所期の目的を充二分に達成しその限り、英仏両国の付託にこたえたのであった。即ち同日白昼、オーストリア・ナチス党員一五〇名が墺国首相官邸、鉄道、放送局、発電所等を襲い、また襲う計画をもち、首相官邸に乱入した一団は、オーストリア首相ドルフス (Engelbert Dollfuss) をその場で殺害したのであった。しかしクー・データーは、全くムッソリーニ首相の動きによつて失敗し、親ナチスの駐伊墺国大使リンテレン (Rintelen) を墺国首相職に任命するというラジオによる放送宣言をなしだだけで、他に何らなすところなく終つた。連累は、軍と警察またはムッソリーニ首相の要請もあつて出動した防衛軍 (Heimwehr) 等によつてほとんじ捕縛され、ついにスチリア、カリンシア等におけるナチス決起も数日後に鎮圧された。後、この事件は、墺国ナチ党査閲官ハビヒト (Theodor Habicht) を追放し、さらに首謀者八名を死刑として落着した。<sup>(5)</sup>

何故この時、ドルフス首相が自國のナチスによつて殺害されねばならなかつたのかは、種々の判断が下されるだろうけれど、その根本原因は、ドルフス首相がムッソリーニ型ファシストであつたことであり、オーストリアがファ

ツシスト国家としてイタリアに強く縛縛されるみとおしが、このとき非常に前面に押し出されてきたためであった。ドルフス首相は、最初農民党の領袖として政治活動に入り、エンデル博士(Dr. Ender)の下でキリスト教社会党的農務大臣となつた。一九三二年五月二〇日、彼が壇国内閣を組織したときの与党は、キリスト教社会党和農民党、ハイムウェールであつた。翌年彼は、三月に早くも議会活動を停止し、緊急令で政治を行う体制を確立している。この情勢下、ドルフスの独裁強化を恐れたオーストリア左翼、ナチス共にあせり、これからナチ党の暴発となつたとみるのが至当の判定となる。ドルフス首相が伊型ファシストであったこと、オーストリアを彼の政治綱領によって改革しようとしていたことは、次の例証よりして明確である。

一、一九三三年九月一日のオーストリア内閣改造でドルフス首相は、防衛軍にさらに大きな権限を付与すると共に、自らは、五つの閣僚職(内務、外務、国防、公安、農務)を兼撰した。

一、ドルフス首相はハイムウェールのスター・レンベルグ(Ernst R.F. Starhemberg)と協調し、オーストリア・ファッショ化のため、左には社会民主党を、右にはオーストリア・ナチスの弾圧に留めていた。一九三三年三月三一日には社民党の共和国防衛団(Social Democratic Republican Schutzbund)を解散し、ドイツ帝国治安官兼ナチス広報官(Hitler's Reich Commissioner for Justice and Nazi Propagandist)ハンス・フランク(Hans Frank)を追放、また翌年六月には奥國ナチ党査閲官(Inspector of Austrian Nazi Party)ハビトを活動停止にしていた。社会民主党弾圧は、最後、一九三四年一月の政府対社民党的大衝突となり、これは、政府側死者一〇五名、負傷三百名以上。社民党側死者一三七名、負傷者四百名となり、これにより、同党はほとんど潰滅した。

一、一九三四年三月一七日の伊墺匈三国ローマ議定書の締結と共にオーストリアは五月一日、いわゆる協調組合国

家 (Corporative State) を設立し、組合憲法を発布した。これにより政府は、国家を七つの団体に分け、その各々に使用者と被傭者の団体を所属させ、國家組織をイタリア組合国家構想の範にならわんとした。七団体とは農業・森林、公益事業 (public service)、産業、製造業、商業・交通、銀行・保険、自由業であつた。ちなみにイタリア組合国家の構想は、経済活動を六つのカテゴリーにわけ、即ち製造業、商業、海上運送、陸上運送、農業、銀行－この各ブロックに經營者組合、労働組合を作り、都合一の組合の上にやがて一三番目のものとして知的職業のそれを加えるものであった。<sup>(6)</sup>

一、憲法発布と同時に、オーストリアは、バチカンと政教条約 (Concordat) を締結した。これもムッソリーニ伊政権のひそみにならつたもので、ムッソリーニ首相は一八七〇年一〇月、ヒマヌエル二世 (Victor Emmanuel II) のローマ入城と共に疎隔したバチカン・ローマ法皇とイタリア政府との関係修復につとめ、一九二九年二月一一日にラテラン協定 (Laterano accord) をバチカンと締結して、その関係改善につとめていたのであつた。

### クー・デターとヒットラー

奥地ナチスによる七・二五クー・デターをドルフス首相の生命を代償としたとはいえ、不成功に終らせたのは、ムッソリーニ首相の功績であつた。同志ドルフスの死は彼にあつてはまさに痛恨の一事であつたけれど、少なくともヒットラーは、このクー・デターに何等の動きに出ず、また出られず、事変を拱手傍観するに止まつたことは、イタリアとまた英仏両国にとり大きな安堵であつた。これだけの大事件を奥地ナチスが、全く孤立無援を覚悟で自殺的に敢行したとは考えにくい。ヒットラーは、同日バイロイトのワグナー祭に出席して事件のニュースを聞き驚愕したと言われているけれど、この奥地ナチスの一挙が成功していたならば、ヒットラーがオーストリアに進攻気構えでその支

持に出たであらうこととは容易に首肯出来るところである。それは彼が、オーストリア人であったこと、アンシュルス（Anschluss 独奥合邦）を生涯の目標としていたこと、これを彼はマイン・カンプf (Mein Kampf) に書き誌していることから当然推測出来るし、この伏線として彼はオーストリア部隊 (Austrian Legion) を創設し、数千の軍隊をバベリアの塊国々境にとどめる一舉にして出ていたからであった。<sup>(7)</sup>

一九三八年三月にヒットラーはアンシュルスを強力達成するのであるが、この時にはあれほどアンシュルスに反対していたムッソリーニが百八十度態度を転換して寧ろヒットラーをたすけるのであった。ヒットラーがドルフス暗殺に終つた七・二五クー・デターをアンシュルス達成のための教訓としたとすれば、それはムッソリーニを彼の側に抱きこむこと以外にはなかつたといわねばならない。そしてそれをヒットラーは、ベルリン＝ローマ枢軸達成をもつて実現してゆくのであつた。この面からすれば、ヒットラーもまた、端倪すべからざる外交家であったといわねばならないのである。

(1) P・ルノバンは、フランスの政策は、ヒットラーのオーストリア企図のために、中欧においてイタリアとの協力関係を必要条件としたが、しかしイタリアのジャーナリズムはイタリアの「歴史的必然」(la principale nécessité historique) はまた、植民地膨張にあることを屢々強調している、と言う。ダニュープの現状維持を防衛する」と交換に、日チオピアの企図に対する支持を明示、默示いずれにしろ、フランスからとりつけることをファシスト外交は起り得ることとして考えた、と言つてゐる。Pierre Renouvin, op. cit., p. 59.

(2) ポール・レノワは次のように言つた。ヒットラーは、シーグフリード線 (la ligne Siegfried) によって彼の背後を守り、ベルギー政治を破壊してはじめて食事をはじめられる (peut commencer son repas)。その時アントレを出すのはオーストリアである。オーストリアが併合されれば、チエッコの防衛線はズタズタになり、ボクニアは、巨大なるみ割りの刃の間にはさまれることとなる。すべてはチエッコスロバキアの解体のために準備される。オーストリアを奪いとるとは、ヨーロッパを無条約にわせる。連合国は、これを放置出来るか。中でもオーストリアの維持に最も直接的利害をもつ国は、イタリアであ

る。一九三五年五月一日、ロカルノに関する、マッソリーはイタリア上院で獅子吼した。「ライン国境を保障するだけでは不充分である。カーナハルのそれより保障されねばならぬ。イタリトガル、スウェーデン、オーストリアの併合を許す」とは出来ない。」<sup>10</sup> Au Coeur de la Mélée, 1930-1945, Paul Reynaud, Flammarion, 1951, p. 255.

(3) 法学論集前掲書、四のロカルノ条約の項、並びに同註(<sup>10</sup>)参照。

(4) D.I.A., Wheeler-Bennett & S.A. Heald, op. cit., 1933, R.I.I.A., 1934, (X) Protocols signed by Austria, Hungary and Italy in Rome, March 17, 1934, pp. 396-98. 伊奥匈三国は經濟的協力体制確立のため、当該議定書を締結した。彼らの間の製品の交換を能率的にする。經濟的自己充足という不健全な方策に反対する。相互輸出を促進し、相互補完関係を確立する。

（5）たゞ新の三国条約（伊奥、奥匈、伊匈）は、旧友好二国間条約を基礎として一九三四年五月一五日までに締結される。特に伊奥間のそれは一九三三年九月二九日のダニューブ覚書の一一条に則り、一いつのリストが準備される。一は、それらのための関税特権の讓歩が両国の利害生産者間の協定の締結によつて実行される製品を示すもの。他はそれらのための讓歩が生産者自身の間の如何なる協定からも独立に適用されると認められる製品を含むものである。

(6) Documents and Readings in the History of Europe since 1918, W.C. Langsam, Kraus, 1969, No. 211, The Death of Chancellor Dollfuss, pp. 705-709. 最初八名の武装ナチが、衛兵交替時を狙つて首相官邸におどりこみ、ガード、警官すべてをひきつけた。首相は避難のため、最初書斎背後の階段に導かれたが、他のロッカールによつて反対の国家文書室から街路に出るも誘導しなおされ、書斎にむどいたところにだれこんできたナチに直面し、とわれた。発射された弾丸二発が首相に命中し、午後一時半から三時四五分まで首相は手当され、医師、牧師の導入も拒否されて絶命した。

(6) オーストリアもドイツ、イタリアと同様第一大戦後の經濟的困難から政治上の左右両派の過激化が不可避となつてゐた。これを止揚して國家統一と安定を回復するため、最も直接的効果的手段は、強力をもつて左右の反対派を圧服して一つの政治傾向に従わせるといつてゐた。はじめヒトラーの温床があつた。オーストリアでも一九三四年二月一二日、レッド・フロントの峰起があり、國軍に鎮圧された。一五日夜にはウィーンの諸方で下水システムに破壊が企てられた。その他左翼の峰起についての報告が種々なされてゐる。D.G.F.P. Series C, Vol. II, op. cit., No. 253, No. 263, Memorandum by Gilbert Inder Maur, Vienna, Feb. 16, 1934, Report & No. 264. 總領事大使であつたフランツ・ゼッペル、ムルホスが自國ナチスに対する一九三四年、対抗的強力手段を増加したことを記してゐる。André François-Poncet, Souvenirs d'une Ambassade à Berlin, Septembre 1931-Octobre 1938, 1946, Flammarion, p. 203. ルノベーは語る。ムルホス首相は一九三四年五月一日、独裁主義的憲法(une constitution de type autoritaire)を導入し、英仏民主主義者の信用を全く喪失した、と。また奥匈ナチスは、

路上戦争には傍観者の態度をとつて政府に協力的であった後、首相反対の陰謀を準備した。M. Pierre Renouvin, op. cit., p. 66.

(7) ムッソリーニの「我が闘争」は、独壇合邦をその主論の一つの柱としている。[...] 節がある。「つかし最後後余は、余の熱心な希求即ち故郷(オーストリア)への共通の祖国ニイシ帝国(German Reich)への結合を実現するべく立場にたつて生活し、働く幸せをもんだ」と。Hitler's Mein Kampf, translated by R. Manheim, Hutchinson, 1959, p. 114. ムッソリーニが、独壇合邦に種々の手段を積重ねていたことを否定する者は誰もだ。しかしムッソリーニが、七月十五日クーデターに直接関与していたと主張するものもある。ムッソリーニが、「バイロイヒのハグナーフ祭に出席して人々のスヌーカーから彼の直接無関与説をなすのは、バロック(A. Bullock, Hitler, first published 1953, Bantam edition 1961, pp. 282-83), シャイラー(W.L. Shirer, The Rise & Fall of the Third Reich, Simon, 1960, pp. 279-80)等である。M.ルーベンズ、ドイツ政府はクーデターの詳細(une information Complète)を知らぬままの準備の流れの中に置かれていた。オーストリア軍が叛乱に加わってゐるといふなど、言説があつた。レコードによればP. Renouvin, op. cit., pp. 65-66. チョロッセール(ラール大学教授であった)は、ムッソリーニの個人的責任(la responsabilité personnelle d'Hitler)を確定出来ない。暗殺はニイシで準備された、あるいは、ダルーペがムッソリーニを超こぼした(dépasser)のだ、と言つてゐる。Histoire Diplomatique, de 1919 à nos jours, J.-B. Duroselle, Dalloz, 1957, pp. 193-94. ハンナ・ホーネはバイロイヒの話を回想記に書いてゐるが、ヒットラーは自己の無実を証明するのに躍起となりた、といつてゐる。彼は叛乱者となつたために発行されたドイツ入国証(Le sauf-conduit)を無効にしたため、彼はオーストリアに追ふかえられた、そこで逮捕された(ou ils sont arrêtés)。なおヒットラーは事件とともに駐壇大使をラート(Riech)なるペーク(Papen)副首相にかえりオーストリア慰撫に向ひて、ペークヒトを七月二十七日に罷免した。ムンスター André François-Poncet, op. cit., pp. 207-208.

## 八 英仏伊三国とアビニア

### イタリアのフリー・ハンツ

ムッソリーニ首相のオーストリア・クーデターに対する態度は、英仏両国を大いに安堵させた。英仏伊三国によるヒットラー対抗陣営の結成が倫理的にも可能しなかつた。そしてフランスはこの関係においていち早く突出し、ラバ

説

ル・ムツソリニ協定の締結となつたのであつた。同協定によつてイタリアは ①リビアの領土一一万四千平方糸、  
 ②エリトリアのそれ八百平方糸、③デブチニアジスアベバ鉄道 (Jibuti-Addis Ababa Railroad) 株、一二千五百株 (三  
 万四千株中) を得たのであつたが、④なお重大譲与としてラバル外相が、ムツソリニ首相にアビシニアにおけるフ

リー・ハンド (*les mains libres*) を認めたといつたのがあつた。このフリー・ハンド問題はすでにじで一九三四年  
 七月、時の仏外相ルイ・バルトウ (Louis Barthou) によつてイタリアに認められていたとするものであつた。彼の  
 マルセイユにおける暗殺 (一九三四年一〇月九日) と共にそのあとをついだラバルによつてこれが彼の協定中に認め  
 られるのは、大いにあり得ることであった。アビシニアにおけるイタリアのフリー・ハンドとは、まさに大事件であ  
 る。後にラバルはこれを経済的なものと弁明するが、果して制限のついたフリーといふ概念がどう成立するのか、ま  
 た一国による一国のフリー・ハンド承認は如何なる効果を持つのか、経済的侵透が、政治的圧力なしに如何にして可  
 能となるのか等疑惑は欧州政界に雲の如くわき上るのであつた。<sup>(1)</sup>

ハレハレフランスは早々とアビニシア問題に対伊協調を打出し、これを軸にソ連にも接近し、一九三五年五月二  
 日には、一九三二年一月一九日の仏ソ不侵略協定 (*pacte franco-soviétique de nonagression*) を仏ソ相互援助  
 条約 (*pacte franco-soviétique d'assistance mutuelle*) に改められたのであつた。フランスはこれらにより、欧  
 州におけるフランス安全保障を強固にし得たと誇つたが、反面エストニア、ラトビア、リスアニア、フィンランド、  
 ポーランドをはじめとするソ連歐州隣接国、また小協商等バルカン諸国は、仏ソ同盟にソ連の力と野望の復活を感じ  
 て晏如たり得なかつた。ヒットラーの驅進と共にいわゆる小国群の英仏陣営離れがはじまるのは、こうしたフランス  
 のイタリア接近、ソ連接近という八方破れの外交活動のしからしむるところというのも否定出来ない一面であつた。<sup>(3)</sup>

## ヒットラーのベルサイユ条約軍事条項破棄

英仏両国のイタリア依頼は、しかし対壇態度はともかく、イタリアのアビシニア侵略構えの中でなされていたことが勿論重大問題であった。イタリアのアビシニア侵勢を喰い止めることは、歐州秩序の維持、國際連盟規約遵守の立場から英仏両国にとっては死活の重要問題でなければならなかつた。一九三四年一二月にはじまつたイ、ア両軍の衝突は、年が明けて拡大の気配を濃厚にし、一月、二月と小衝突を繰り返し、二月一日には情勢下再び大規模な戦闘の発生さえ予測された。そして同日、イタリアが二箇師団の対アビシニア向け動員を決行したことにアビシニア政府はイタリアに嚴重抗議を發し、英國の立場はますます困難となつた。<sup>(4)</sup>

しかし事態は複雑であつた。アビシニア情勢が過熱する一方の一九三五年三月一六日に至り、ヒットラーは突如、ベルサイユ条約軍事条項の破棄を獅子吼し、ドイツ軍拡張行を宣言した。そしてベルサイユ条約第五部が課した軍備制限条項である一〇万人の傭兵制度を廢止し、徵兵制導入、一二軍團、三六箇師団、五五万人の軍隊創設を發表した。ドイツ空軍がすでに存在していることは一週間前に早くも發表されていた。(ドイツ空軍は、対英パリティを達成すると豪語されたが、戦後計算ではその五割にとどまつたといわれている。)

ヒットラー宣言の要旨は、次のとくである。

### ドイツのベルサイユ条約第五部破棄

一九三五年三月一六日ヒットラー宣言抜粋。

ドイツ国民へ

一九一八年一一月にドイツ国民が、ウイルソン大統領の一四点に信をおいて、彼らが決して自発的に望まなかつた

戦争に四年半の名譽ある抵抗の後、降伏した (grounded arms) 時、彼らは自分たちが苦惱するヒューマニティに、また偉大なアイデアそれ自体に貢献したと信じた。……ドイツ国民は、防衛のあらゆる条件と可能性を破壊する諸条件を甘受し、成就した。ドイツ国民と政府は、ベルサイユ条約に規定された軍縮の条件を満たすことによって、国際的一般軍縮の端緒がマークされ、保証されたと考えた。……しかるにドイツは条約の一締約者としてその義務を履行したが、第二の締約者において義務の履行 (redemption) は果されなかつた。即ち戦勝国締約者は、一方的にベルサイユ条約の義務と絶縁してしまつたのである。……更に、締約国の一方においてベルサイユの軍縮条項を誠実に履行する何らの心遣え (inclination) の存在しないことが、最終的に明白になつた。

この事情のもとで、ドイツ政府は、自ら偉大な国民と帝国の無氣力な無防備の条件に終止符を打つ必然性を感じざるものを得なかつた。……しかしこの時においてもドイツ政府は、その国民と全世界の前にドイツは、ドイツの名譽と帝國の自由を防護することを越えて進まぬこと、戦争気構えの攻撃のための一切の手段をつくらぬこと、ただ防衛と平和の維持のために努力することを誓へ。

この見解をもつてドイツ帝国政府は今日、次の法律を成立させた。

### 一九三〇年二月一六日ドイツ法律。

- ① 防衛軍における兵役は徴兵制 (universal military service) である。
- ② 陸軍に編入される警察隊を含むドイツ平時軍制は、一一軍団、三六箇師団である。  
(5)
- ③ 徵兵制の補助法令は帝国国防大臣によつて起草され、帝国内閣に提出される。

ドイツのベルサイユ条約軍事条項廢棄は、驚天動地のショックを英仏両国に与えた。特に英國は強い影響を受け、

その従前の思考はストップし、外交政策の練り直しが急拵はかられた。しかしこの結果出てきたものは、やはり事態に隠忍自重して平和を破らぬというそれであった。こうして英國政府はムッソリーニ宥和に乗出す。毒には毒をもつて制するという考え方が支配的となる。従つてフランスの行動にならない、ヒットラー抑制のため、イタリアのアビシニア侵勢には眼をつぶり、英仏伊三国連携によるヒットラー対決戦線の結成が目論まれるのである。即ち一九三五年四月一〇日のいわゆるストレーザ戦線の結成である。

この事態となつて、ヒットラーとムッソリーニが意識的にしろ無意識的にしろ、歐州政局をリードしていることが明確となつた。この時、独伊両国はオーストリアをはさんで依然対決していたが、彼らの前途打開が彼らの相互依存にあることが、事態の帰趨から明瞭に浮かびでていた。英國はヒットラーの躉進を喰い止めるためにはムッソリーニの侵略を承認しなければならず、ムッソリーニを制肘するためにはヒットラーの東方進撃に眼をつぶらねばならないと謂であつた。フランスは一九三五年一月一三日の人民投票によるザール地域のドイツ帰属で自信を喪失し、兵役年限を二倍とし、入隊年齢を引き下げたがその数日後にヒットラーによるこの軍備拡大宣言にあって、ただただイタリアを語らい英國に依存して、眼前の炎厄から何とかして逃れたいと願うのみであった。そこに、ヒットラーの岩礁とムッソリーニの大渦の間にたゆたう英仏両国の姿があつた。

### 英仏伊三国のアビシニア 葛藤

イタリアのアビシニア突出を如何に取扱うかが當時英仏両国の大問題であったとして、フランスはこれに承認を与える態度をとり、英國は國際正義と國際連盟の立場からムッソリーニ制肘の立場に出ようとし、その外交は甚だしく相異した。それがこの問題で両国歩みよるとなるのが、ストレーザ戦線となる。しかし歐州のアビシニア開発につい

ては、これは歴史的なものであり、また英仏伊三国の競合がこれを推進したのであった。この経緯の中に英仏外交、特に後者のそれが、ムッソリーニ制肘一面的となり切れない複雑さがあつた。英仏伊三国のアビシニア開発経緯は、次の如くであった。

一、一八五五年、英國、アビシニア進入。これがアビシニア開発の先鞭となる。エジプト—アビシニア戦争を経て一八八四年、英ソマリランド保護領設定。その後英國のハラルへの進出が一旦はかられるが、それは結局イタリアに譲られ、後は専らアトバラ河の水利権、ブルー・ナイルのそれ、スーザンへの水路確保等の方向へ英國のアビシニア開発の努力が展開される。

一、フランスは英國につづきアビシニアに入り、一八六二年オボクを手中にして一八八四年、仏ソマリランド保護領建設。一八八七年、これをデブチに拡大。翌年英國との間に英仏両ソマリランド保護領の境界劃定を行つた。その後フランスは領土拡大にふけらず、デブチニアジス・アベバ鉄道の建設をもつてアビシニア経済の中枢に喰い込む政策を追求した。即ち一八九四年該鉄道建設免許（concession）。一九〇一年、仏単独鉄道補助金設定、英伊両国抗議。一九一八年五月二一日、鉄道完成全通。

一、英仏両国につづいてアビシニアに入ったイタリアは、領土獲得一本槍の概でつき進む。一八六九年、イタリア一會社がアッサブ港を買収、一八八二年これを伊国有とした。一八八五年、イタリアは英國の示唆に従つてマッサワを獲得。一八八七年から八九年にかけてのアビシニア・ヨハネス四世（Johannes IV）とショアのメネリク（Menelek of Shoa）の戦争に、イタリアはメネリクを助け大勝を博す。一八八九年、ケレン、アスマラを收めて伊エリトリアを確保。同年五月二日、イタリアは、皇帝となつたメネリクとウツチャリ条約（Treaty of Ucciali）

を締結、イタリアはこれによって全アビシニアに保護領を設定したと主張した。同年八月三日、イタリアは、キスマユからガルダフイ岬にいたる伊ソマリランドを獲得、ここにも保護領を設定した。

一、イタリアは、ここにエリトリア、伊ソマリランドを確保し、全アビシニアに保護領設定の主張をもって、仏アルジエリア、英エジプト・スーザンにまさるとも劣らぬイタリア・アフリカ帝国を打建てたと誇った。しかし一八九一年二月九日、メネリク皇帝は頽勢をたて直して反撃を開始、ウツチャリ条約の保護領主張を否認した。イタリアは英國に依頼し、同年四月一五日、ナイル河の百哩以内までの全アビシニアにおけるイタリア保護領の承認。アト巴拉河の英國水利権承認を行つた。一八九四年五月五日には英國は、ハラルをイタリアに譲つた。

一、一八九四年七月一七日、カッサラ、翌年三月二十五日、アデグラトとイタリアは領土拡張をやめず、九月、メネリク皇帝対伊宣戦。イタリアはアムバ・アラギに敗れ、一八九六年三月一日、アドワにおいて二万の伊軍は八万のア軍に壊滅的敗北を喫した。この結果、一〇月二六日のアジス・アベバ条約によつてイタリアはその勢力をアビシニア海岸地方所有地に限られることとなつた。これ、ムッソリーニが報復を呼号するアドワの敗戦である。

### メネリク皇帝とアビシニア帝国

こうみてくるとアビシニアにおける英仏伊三国協同開発の活動は、あまりにも明瞭であると言わねばならない。ここに英國が事態によつてイタリアをおさえるよりも、アビシニア問題についてはこれと共に連携する方が、大勢にそつた解決となると考える背景が存在した。二〇世紀に入つてこの関係の大きな山の一つは、一九〇六年のアビシニアに関する英仏伊三国協定であつた。

一八九七年、メネリク皇帝はイタリア抑圧の勢いに乗つて三月二〇日と五月一四日、仏英両国と夫々協定を締結、

両ソマリランドの国境を劃定し、特に英國のそれを大幅に縮小した。ここに、メネリク帝國の基礎が築かれた。しかし英國もこれを黙認し得ず、一九〇二年に、メネリク皇帝にナイル河地方の領土をスレーダンに放棄させ、ブルー・ナイル水利権、ツアナ湖のダム建設プラン承認等をかちとった。そして英仏伊三国の頗勢を建て直すことを目的として一九〇六年七月四日、当該三国は、アビシニア三国協定 (the Tripartite Pact) を締結した。それは次のごとくであつた。

一、アビシニアの独立と領土的・一体を尊重し、三国はその内政に干渉しない。

一、しかし一旦の緩急にそなえ、三国はその各々の勢力権を明確化する。ブルー・ナイルの水利権は英國に、鉄道地域はフランスに、ツアナ湖地帯とアジス・アベバ西方地帯でエリトリアと伊ソマリランドを結ぶ地域は、イタリアに帰属させる。

一、英伊両国は、夫々ヂブチーアジス・アベバ鉄道会社理事会に代表される。<sup>(6)</sup>

この三国協定の意味するところは重大であり、ここに三国の対アビシニア開発態度は、明瞭となると共にこれが三国のその後の方向を決定することとなつた。その後勃発した第一次世界大戦は、民衆の広汎で強力な戦争貢献を呼び起し、戦後世界は民族自決と植民地廃止、デモクラシーの風潮に旧世界の政治観念は払拭される見とおしとなつたがその実効はなかなかともなわらず、ドイツの軍縮、賠償政策等による同国痛みつけが堂々白日のもとに実行される等あって、特にイタリアの一九一五年四月二六日協定の主張が前面に押し出されるとともに、当該一九〇六年三国協定が、一八五五年以来のアビシニア開発の歴史を背景に、黒々とその影を一九三五年の欧州政局三国国際関係に、投げかけるのであつた。

## 第一次世界大戦後英伊両国とアビシニア

N・チュムバレンの宥和政策とムッソリーニの外交 (2)

第一次世界大戦後、戦前領土条項、植民地条項を含む条約、協定のすべては廃棄され、新時代の綱領、精神が一世をおおうこととなつた。が、何故か一九〇六年アビシニア協定は、その風潮の矢面に立たされなかつた。それは、英國が、アビシニア水利開発に強い関心を有したからであつた。一九一九年、イタリアはアビシニアに関し、戦前政策を推進することを明確にし、アビシニア西半分の保護領を強く主張した。一九二五年一二月一四日、一五日、英伊両国はアビシニアに関し、公文を交換し、イタリアの勢力圏、エリトリア、ツアナ湖、伊ソマリランド間の鉄道建設計画とその地域の排他的経済開発の承認、英國の戦前主張の各水利権の承認等を再確認した。この時、一九〇六年三国協定が持出され、アビシニアは赫怒して、一九二六年六月一九日、このことを連盟に注意喚起の形で訴えた<sup>(7)</sup>。英國は以後これらに加え、英ソマリランドに続くオガデン地区六〇哩までのワルワル、ワルデア近辺の井戸使用権、英ソマリランド種族の牧場権等の要求を持出した。しかし半面アビシニアが、ゼイラ港に出る通路を建設することを承認するとなしたのであつた。

イタリアはなお一九二八年八月二日、アビシニアと友好協定を結び、アッサブロデシ一間道路建設を計画する。しかしイタリアの協同的エチオピア開発関係はそこまでで、以後ムッソリーニのエチオピア侵寇策が前面に出てくる。特に一九三二年夏、外相グランジ (Grandi) が職を離れ、外相職をムッソリーニが兼摂すると共に伊軍部のアビシニア・プランが公然の秘密として声高く論議されるようになる。一九三四年一二月のワルワル事件は、この空氣の中で英アビニシア国境委員会が結成され、同地に赴いたことから突発したのであつた。しかしこの時も英國は首鼠両端を持し、ア軍六百、伊軍四百の対峙となるや英國委員は任地の外に出、ワルワル事件前日の一二月三日、

説  
英國政府はローマに、英國は問題に介入の意図なし申し送ったのであつた。<sup>(8)</sup>

(一) D.B.F.P., ed. by W.N. Medlicott, D. Dakin & M.E. Hamber, Second Series, Vol. XIV, 1934-35, H.M.S.O., No. 90, Sir Drummond to Sir J. Simon, Rome, Jan. 10, 1935, pp. 91-92. 」の段階では英國政府は、ハッカハイヒュー協定によつて仏伊関係改善といたゞく希望するのみで、秘密約束には言及がなれど、Ibid., No. 126, Sir S. Barton to Sir J. Simon, Addis Ababa, Jan. 18, 1935, p. 124. 皇帝は、フランスの独断背信を怒りてゐる。仏ノマリランドの譲与は、一八九七年三月二〇日仏ト協約に反する。チアチ鉄道株売却は、一九〇八年一月三〇日トシハリト政府と鉄道会社間契約、六条の精神に違反ヤ。 Ibid., No. 179, Signor Grandi to J. Simon, Italian Embassy, Feb. 26, 1935, Enclosure in No. 179, Signor Mussolini to M. Laval, Rome Jan. 7, 1935, pp. 171-72. 資料一七九号は、グラハムがサイモン外相にマッソリーニがルイ・ブルボンの極秘書簡（一九三五年一月七日付）を同封して、エチオピアに関する伊仏協定の内容を知らせる報告を内容としている。

余は今日、次の貴重の書簡を受取る名誉をもつた。

（東アフリカ、イタリア・エリトリア、同ソマリ、仏ノマリの情勢を検討し、ハッカハイヒューにおける両国の親密な協力（collaboration amicale）を庶幾して）フランス政府はイタリア政府に対し、一九〇六年一二月一三日の協定（l'arrangement）と該協定第一条の諸規約（les accords）にかんがみ、フランス政府は、このテキストの付録に規定された地域のチアチ＝アジス・アベバ鉄道輸送に関する経済的利益（intérêts économiques relatifs au trafic）以外エチオピアにおいて、何ら他の利益を追求しないことを宣言する。だがフランス政府は、その所屬民と保護民が、一九〇八年一月一〇日の仏エ条約によって保持している諸権利、彼らが上記外エチオピア地域で得た諸譲与等を放棄しない。上記諸譲与のとりかえも行わないことも同様である。（フランス政府は、イタリア政府がこれらを尊重することを慕みます）

（イタリア政府は、一九〇六年協定と同第一条関連諸規定に注意し、当該附屬文書地域の鉄道経済的利益、仏市民の諸権利を尊重す）

ラベルは、「ハリー・ベヌ」（les mains libres ou carte blanche）をたしかに口頭で、一月六日タゞムソソリーニにのべている。両者の当時におけるこれについての見解と意図は、今日ほほ一致して次のように考えられてゐる。ラベルはの言葉を用い、伊ア戦争の偶発性を完璧に否定はしないが、イタリアは、これを平和の中においてのみ用ひる（elle en userait dans la paix et dans la paix seulement）と、彼は有権的に解釈してゐる。ラベルは、一九三五年一月二二日 le conseil

de la défense nationale ふ一九四〇年一月一四日の仏上院とにおいて、彼が戦争をしないという条件でムッソリーニに決定をムッソリーニとの間で締結したことを確認し証言している。ただ後者の場合は、同年の仏敗北（六月一四日）目前の情勢下のことであり、ラバルの後の経歴を考えると彼の強気もうなずけるところである。ムッソリーニは一九三五年一二月ローマで仏大使に、ラバルは伊征服に明白な同意は与えなかつたが、彼の経済的利益 (avantages économiques) は必然的に政治的支配の保証 (la garantie d'un contrôle politique) を含意している。とのぐだが、ムッソリーニは、彼がこれにつき完全な行動の自由 (une liberté d'action complète) を得たとしていたといわれてゐる。一九三五年六月二四日、ローマでムッソリーニと国連相であつたイーデン (Anthony Eden) との会話で、後者がラバルは彼に「ハリー・ハム」は、経済的事項においてのみだと保証したと言つた時、ムッソリーニは信じられないというデモスチヨアで椅子の背中にひづくらかえてみせたといふ。イーデンの記録である。いわゆる証言であるのか対話者の印象であるのか、ある手はなかなかいとんほんは離はせぬ。Pierre Renouvin, op. cit., pp. 79-80. J.-B Duroselle, op. cit., p. 201. The Collapse of the Third Republic, William L. Shirer, Simon, 1969, pp. 243-44. イタリア外交官であつて、ムッソリーリ研究家でもあるルッジ (Luigi Villari) は、ムッソリーニはスケールの大おなチリシア・イタリア人の権利放棄を充分な代償 (an adequate quid pro quo) あつて実行するがよばせなど、む断定的に言明してゐる。Italian Foreign Policy under Mussolini, Luigi Villari, Devin-Adair, 1956, p. 124.

(c) The Major International Treaties, 1914-1973, ed. by J.A.S. Grenville, Methuen, 1974, pp. 148-49. Le Pacte franco-soviétique de non-agression. 一九三一年、三五年のフランコとソビエトの結ばば、一八九一年、九三年のロシア帝国と仏第三共和国のそれと相似してゐる。不侵略協定においては、締約国は他方に対する単独、複数、直接、間接の一切の攻撃に加わるまい、また他方への攻撃に一切の援助を与えない、他方を排除する國際協定に加わるまい、相互内政不干渉等をともめた。一九三五年五月一日にばれを Le Pacte franco-soviétique d'assistance mutuelle, D.I.A., 1935, Vol. I, op. cit., pp. 116-19. ふしだ。いわば、國際連盟規約との相関を強調し、その一〇条から七条を特に援用して、侵略の脅威に對し談合し、侵略に際しては一方は直ちに他方を援助するなどを規定した。國際連盟規約の発効という形で、援助を実行するこじらるるといふが興味深い。

（三）これは勿論、独伊の接近、彼らの枢軸結成という事情があつて力あるが、この傾向としては例えば、まずベルギーの一九三六年一〇月一四日の離反があげられ、Le roi Léopold III répudie les engagements de la Belgique envers la France、一九三八年一〇月一五日のL'accord commercial germano-yugoslave、同一月二二日L'arbitrage germano-italien entre la

Hongrie et la Tchécoslovaquie クルマウヘのやゑ。

(4) D.B.F.P., Second Series, Vol. XIV, 1934-35, op. cit., No. 153, Sir E. Drummond to J. Simon, Rome Feb. 11, 1935, pp. 148-49, No. 167, Sir J. Simon to Sir S. Barton (Addis Ababa), Foreign Office, Feb. 20, 1935 pp. 160-61. キイヤハ  
外相の意見は次の如くであった。皇帝は、伊政府に抗議したが、皇帝は挑発的、頑迷、自己弁護的、敵しい要求の固執等の言葉使いではなかった。国際連盟の動議も皇帝が自らイリシヤチをとる、単なる公的文書の交換より、田卓と自ら行動で会談を行ふべく努力しなければ成功しなら、ヒュードラは英國政府は、まだ自分が火中の栗をひらう心構えをもたぬようであった。

(5) D.I.A., 1935, Vol. I, op. cit., pp. 58-64. レッドリーの宣言は、ドキュメントにして五頁半に上る長文である。これは「ニヤハの和平意図の具体的な例証」として、ギル問題の解決の後は、「ドイツはフランスにこれ以上何らの領土的要求をもたない」との聲明がなされた。これが後にカーネル一書信の動かぬ証據の一例である。

(6) As regards the historical colonial developments in Ethiopia, see "Italian Foreign Policy, 1870-1940," by C.J. Lowe & F. Marzari, Routledge, 1975, pp. 35-36, 54-60, 65-7, & 242-69 etc.

(7) 英国は、トル・ナイルのタジナリト地域に亘る領土的管轄権を主張し、イタリアは水利権のみとした。イタリアは、これを一九〇六年協定と一八九一年四月一五日協定とで否認する構えであったが、一九一五年一二月一四、一五の両日、この問題が英伊両国間で調整された。この調整によつてイタリアは、英國がシアナ湖のダムとシアナ湖とスーザン間水路（一九〇六年協定ではイタリア勢力圏）を建設することを認めた。イタリアは、代償としてエリトリア国境から伊ソマリランド国境へ通じるサチオニア領土に鉄道を建設する権利と、鉄道地域の排他的経済勢力圏をつくる権利を英國から認められた。これが、トル・ナイルにも通知された。トル・ナイルにも通知され、皇帝はこれを連盟に提訴して抗議した。Ibid. pp. 243-44.

(8) D.B.F.P., Second Series, Vol. XIV, 1934-35, op. cit., No. 19, Sir Barton (Addis Ababa) to Sir J. Simon, Addis Ababa, Nov. 13, 1934, Footnote 3. サッハミ大佐 (Colonel Clifford) が、明朝サチオニア地域の大半を、ルジの記事があ。

Ibid., Nos. 25 & 26, Sir J. Simon to Mr. Murray (Rome), Foreign Office, 7.45p.m. & 10p.m., Dec. 3, 1934, pp. 37-40. 次のことを伊政府に伝えた。@英國皇帝陛下の政府は、伊ソマリランド政府がワルカル・ヒルドアにボストンを確立した人の情報を得た。@ボストンは、元来 (primarily) イタリアヒュチオニア間の解決事項である。陛下の政府は、情勢が強要しない限り、介入の何らの意図を有しない。@英國系ヒュチオニア種族 (British Somali Tribes) が、国境地方の当該地域その他に放牧と給水の太古からの権利を有する。陛下の政府は、それへの他者の介入を詫めだ。@陛下の政府は、放牧地域を決定するため問題地域へ赴いた英エ合同国境委員会 (Joint Anglo-Ethiopian Boundary Commission) が伊軍の行動によつ

てその活動を停止するの止むなきに至つたこと、これに対し、抗議が局地的に行われたことを聞いた。  
 なおこれらに加え、英國政府は、國境劃定がすみやかに行われるようアビシニア政府にも勧告する」と、英系ソマリ住民の放牧権と給水権の守られねばならぬことを強調している。Ibid., No. 27, Sir J. Simon to Sir S. Barton (Addis Ababa), Foreign Office, 10 p.m., Dec. 3, 1934, p. 40. 貴下は、すみやかに次のことを皇帝に伝えよ。今日の伊國境における不安を終結する最善の方法は、すみやかに地上の同意された分界点に進むことと、陛下の政府の最も良のコースは、この分界が今や保障されなければならないという提案を伊政府に行へ」とある。し。

## 九 ストレーザ戦線の結成と意義

### ストレーザ会議

英仏伊三国は一九三五年四月一日から一四日まで、北イタリアのストレーザに会合していわゆるストレーザ戦線の結成を目指し、三国協調を策定する。英仏伊独四国協調が、一夜明けて英仏伊三国対ドイツ対決の星座と変貌するのである。これはドイツ再軍備の実行が英仏両国をかつて、アビシニア侵寇に狂奔するイタリアをその陣営にとりこもうとするのである。<sup>(1)</sup> そして英仏伊三国対アビシニアの関係を歴史的に眺めれば、英仏両国がイタリアをこの問題で宥和するのは、自然の成り行きであったとさえいい得るのである。フランスはその線に従つて忠実に行動していたし、英國も一旦の対伊抗議を素早く引込んで歴史の延長線上で行動しようとする。ヒットラーの軍拡宣言とアビシニア英仏伊三国協調の歴史がストレーザ会議をもたらしたとして、以来英國は、たゆたいながらイタリア宥和に狂奔する。そして対伊宥和が完全に失敗したとき、英國は、なお一層大きな宥和を最大の敵ドイツに施すべく渾身の努力を振るわねばならないのであった。

ストレーザ戦線の結成は、四国協定（英独仏伊）と様変り、自然の勢いの中で結成されたといえる。これは、ヒットラーの暴発を反射神経的に行動で防遏したいという各国の気持ちのあらわれであったとさえ言える。ヒットラーのベルサイユ条約第五部破棄につき各國はこれに反対し、非難し、ヒットラーの暴力に屈せず、ベルサイユ条約、ロカルノ条約等を守り、平和を維持するため集団安全保障によって事態をのり切ろうとする決意を夫々が、断固文書で表明するのであった。その中で当然ドイツと対抗出来、それに最も利害を有する英仏伊三国が結集した。それが自然の流れとなつたともいえるストレーザ戦線の結成であった。

### ストレーザ決議

英仏伊三国はストレーザにおいて一九三五年四月一四日次の諸協定を採択した。<sup>(2)</sup>

#### 会議において採択された諸協定。

##### a 一九三五年五月一四日、ストレーザ会議の共同決議。

イタリア、フランス、英國各政府代表者は、ストレーザにおいて、最近数週の見解の交換の結果、三月一六日ドイツ政府によってとられた決定、英國閣僚が最近の訪問を通じて數カ国の首府から得られた情報等のひかりの中で、歐州一般情勢を検討した。ローマとロンドンで夫々行われた種々の取極めの中で明確化された政策にこの情勢がもつ関係を考慮した揚句、彼らは討議された色々な事項に完全な意見の一一致をみた。

1 三国は、フランス政府によって国際連盟理事会に提出された要請の討議の中で、追求されるべき共同行為に同意した。

2 彼らが受取った情報は、東欧の安全保障のために望ましい発展をおもんばかった討議がつくられるべきだとい

う彼らの見解を確認するものであった。

### 3 三国政府代表は、オーストリア情勢を新たに検討した。

彼らは、一九三四年二月一七日と九月二七日の英仏伊宣言を確認した。そこで三国政府は、オーストリアの独立と領土的一体を維持する必要性が彼らの共同政策を鼓吹しつづけることを認承した。

オーストリアの領土的一体と独立に脅威ある場合とするべき手段につき協議するという決定をもつ一九三五年一月七日の仏伊議定書、同二月三日の英仏宣言に言及し、彼らは中欧協定 (the Central European Agreement) 締結の見地で、ローマ議定書にあげられた全政府代表がすみやかに会合することを勧告することに同意した。

4 提案中の西欧航空協定 (the Air Pact for Western Europe) に関して、三国政府代表は、二月三日ロンドン・コモンウェルフ中に計画されたごとく、追求されるべき原則と手続を確認し、ロンドン・コモンウェルフにあげられた五カ国による協定とそれにもなうすべての二国間協定との草案作製という見地で、問題の研究を積極的に継続することを申し合わせた。

5 軍備問題へのアプローチで、三国代表は、ロンドン・コモンウェルフがベルサイユ条約第五部の関連条項に代るべきドイツと自由に討議された協定を考えたことを想起し、ドイツ政府の最近の行動とサイモン卿 (Sir John Simon) が、この問題でドイツ首相とかわした会話の報告書を注意深く熟考した。残念ながら、種々の手段が、軍備問題の自由に討議された解決を促進するべくとられつつあるその時に、ドイツ政府によって採用されたその一方的破棄の方策が、平和的秩序の安定性への公けの信頼をくつがえしてしまったことを認めざるを得ない。なおその上、すでに実行段階にある宣言されたドイツ再軍備の巨大さは、軍縮努力が基礎づけられている量的仮定を無効にし、かつこれらの

説努力が行われる希望を無にした。

三国代表は、それにもかかわらず、安全保障の観念を確立することによって平和を維持しようとする彼らの熱烈な願望を再確認し、彼らが、軍備制限に関する国際協定を促進するすべての実際的努力に参画することに依然強い希望を有することを宣言する。

6 三国政府代表は、その軍事地位が夫々サン・ジエルマン、トリアノン、ヌイーイ各条約によって決定されるいる諸国家によって表明された、これらの地位の改訂願望を熟考した。

彼らは、他の関係諸国家も外交経路により、この願望を知らざるべきことを決定した。

彼らは、他の関係諸国家も一般的、地域的安全保障の組織内で相互協定によってその解決をはかるという見地で、この問題を検討するように勧告することに同意した。

### b 一九三五年四月一四日、英伊宣言。

伊英代表によってロカルノ条約との関連において次の共同宣言が行われた。

保障者としてのみロカルノ条約に参加した国家である伊英両国代表者は、ここに諸条約下の彼らの全義務を正式に再確認する。そして必要の場合、それらを誠実に果す彼らの意思を宣言する。

両国は、ロカルノ条約の他の全参加国との関連でこれらの義務に参入したのであるからその限り、フランスが参加しているストレー・ザ会議でなされたこの共同宣言は、正式にドイツ政府、ベルギー政府に伝達される。

### c ストレーザ会議最終宣言、一九三五年四月一四日。

国際連盟の機構内で、平和の集団的維持をその政策の目的とする三国は、歐州平和を危殆に瀕させる条約の一方的

破棄にあらゆる実際的手段によって反対することに完全に意見の一一致をみ、この目的のために緊密かつ衷心的な共同行動を行う<sup>(3)</sup>。

### ストレーザ決議の意図

ストレーザ戦線の結成によって英仏両国、特に英国は、イタリアに対し二律背反的立場に立つことになった。一方ではイタリアのアビシニア侵攻を喰いとめようとして、他方では対独共同戦線の結成のためにしゃにむにイタリアを宥和してこれを英仏陣営に縛縛しようとするからであった。フランスは政府、民間共に大体意見一致してこの時機、イタリアを宥和、アビシニア問題も不間に附す暗黙の態度をとりつづけるのであった。そしてこの英仏両国のアビシニアをめぐる対伊態度の背景には、これら三国のアビシニア開発の歴史がわだかまっていた。この点についてさらに言うならば、フランスは一九〇〇年一二月、仏伊協調をもつてイタリアのトリポリ、フランスのモロッコ勢力圏相互確保の密約を行い、一九〇二年には、イタリアが三国同盟をぬけてフランスと実質的中立条約の宣言を行うという間柄から、第一次大戦の同盟協商関係を経過していたし、英国は一八八七年二月と一二月の英伊地中海協定によって、イタリアのトリポリ、キレナイカ、英國のエジプト勢力圏の相互承認を行うという関係をも打ちたてていたのであった。

ストレーザ会議においてなされた決議は、要約すれば、ヒットラーのベルサイユ条約軍事条項の破棄が一方的不法行為であって許さるべきものでないこと。いわゆる東欧協定（東方ロカルノ）締結の望ましいこと、オーストリアの独立と領土的一体の絶対的尊重、西欧航空協定締結のための研究、サンジエルマン、トリアノン、ヌイーイ各条約によつてはかられた夫々の国への軍備制限に対する改訂願望の熟慮等であり、なお英伊宣言の形で両国のロカルノ条約尊重がうたわれていたのであつた。

この決議が、英仏伊三強国によつて到達せられた意義は無論大きかった。歐州の事端がこの決議の日をおつての実行によつて緩和され、もしくは望ましい形で解決されるならば、各国の望む歐州平和の集団的維持は、朗々と達成される。この決議を素直に読むならばこう考へない者はないはずであつた。そしてこの三国決議には夫々の国情によるニュアンスはあつたが、例えばポーランドは、同国が独ソ両国の間にあつてその国境を夫々両国と接していることから、ポーランドは独ソ両国と不侵略友好協定を有してゐる等の発言があつたが、ほとんどすべての国々がストレーザ決議支持の希望を声明したのであつた。小協商、バルカン連合、トルコ、デンマーク等であつた。<sup>(4)</sup> ソ連外相リトビノフは、次のとく言つた。「……余は、ベルサイユ条約に責任を持たず、またそれに否定的態度を隠さない国の名において貴方がたに發言する。我々の前にある問題においての公式の関心は、國際連盟とその理事会のメンバーとして我々は、未だ公的には連盟の組成員である国家によつて國際条約の侵犯がなされた事実に直面しているということである。」と、そして彼は、これにつづけて、連盟規約侵犯問題の重大さ、國際条約義務尊重の重要さを改めて強調し、<sup>(5)</sup> 国家の独立と領土的一体性の尊重、平和の維持、集團安全保障の意義等を喝破したのであつた。

ストレーザ決議をもち來したものは、春秋の筆法をかりれば、ヒットラーのベルサイユ条約軍事条項破棄であつたから、その限りでは、ヒットラーの不法出でて、歐州の國際正義自覺が、この形で統一にもち來されたといえるのであつた。ストレーザ決議が確固たるものであれば、終りよければすべてよしとなる論法であり得た。ヒットラーの悪事は、ストレーザ決議において善事に転回し得たのであつた。

しかしそうはならなかつた。ヒットラーの悪事はやはり、悪事を善事に展開するものとはならず、それは結局より一層の悪事を展開する契機としかなり得ないのであつた。ここにストレーザ決議の運命的悲劇があつた。英独仏伊四

国協定は批准されずに廃棄されたが、ストレーザ決議は、内部爆発の形でその実効性を喪失してゆくのであった。ストレーザ決議を生み出す時、英國政府は、誤りなくムッソリーニ宥和に踏出することを決心していたと思われる。ムッソリーニのアビシニア侵略をある線で宥和するということである。これなければストレーザ決議も何もあり得なかつたことは否定出来ない。そしてまたムッソリーニもオーストリア独立を防護し、ストレーザ戦線に参加する限りは、この英國宥和が彼のアビシニア冒険に施されることの期待をもって行動していたことは疑いない。ラバル・ムッソリニ協定以来のフランスの対伊宥和は、そのことを諒解さず充分のよすがとなり得たはずであったからである。ストレーザ戦線に参加した時、英仏伊三国の対ヒットラー防衛線の結成とアビシニア問題解決には、ある合意が彼らの間に存在していたことは疑い無き事実であつた。<sup>(3)</sup>

### ストレーザ決議の運命

では何故そのストレーザ戦線が結実せず、崩壊の運命にさらされるのであるか。これが次に考えられなければならない。と言つても、英仏伊三強国連帯が最後崩壊するのは、ラバル・ホーア・プラン (le plan Laval-Hoare) がでて、これが英國で否決されるからで、時間的にはすこし先のこととなる。そこに至る原因は二つ考えられる。(1)は、対伊宥和の不徹底であり、(2)は、英國与論の宥和政策に対する未成熟であった。これらは後にラバル・ホーア・プランを論じる際に問題とされるべきであるが、(1)について言えばムッソリーニのアビシニア譲与期待は、英仏両国、特に英國政府の考えていたような足して二で割る式のものでなく、全アビシニアの獲得を承認されるということであった。これ、ヒットラーがチエッコスロバキアの獲得の際にみせる態度とくさびを一にしている。ただ後者はその真意をかくして一旦ミュンヘン協定を締結するところが、ムッソリーニが、ラバル・ホーア・プランを一蹴するのと異な

るところである。(2)について言えば、英國與論が対伊宥和を首肯しなかつたということであった。英國がイタリアのアビシニア侵略を是認することは、英仏伊三国によるアフリカ植民地開発の歴史と直接結びつく事柄であった。そしてその歴史は、実は歴史とはならず、つい昨日の記憶にすぎないものであった。こうして第一大戦後新生世界のデモクラシーの鯨波の前にアビシニア侵略に狂うイタリアを是認するなぞは、出来る沙汰の話ではなかつた。たつた三年後ミュンヘン宥和の際、これに賛成する英國議会の議会歴史はじまつて以来という熱狂的N・チエムバレン首相支持の喝采とはさま変わり<sup>(7)</sup>、この時は、反対に英國民衆は対伊宥和になだれのような反対を表明するのである。これが、対ムツソリーニ宥和不成就の第二原因であつた。

### ストレーザ決議の意義

ストレーザ決議の実行は、みたような蹉跌の芽を最初からふくんでいるようなものであつた。英仏伊三国がそこに結集したのは、ヒットラーのベルサイユ条約軍事条項破棄に嚴重抗議を発すると共に、その再軍備を世界與論を背景に阻止しようとする意図からのものであつた。そしてさらに三国に共通する政策目標として、オーストリアの独立と領土的一体を保持することがあつた。これに三国は連携し得た。オーストリア独立に対する当面の脅威は、勿論ドイツからくるとされた。

ストレーザに結集するとき、英國にとっては、それは政策の大きな転換を胸に秘めた行動とならねばならなかつた。そしてそこにストレーザ決議の歴史的意味、その転回点としての意義があつた。それはいうまでもなく、英國外交の宥和政策への転換である。しかし言うならば英國政府の外交は、ベルサイユ条約成立時からそれへの批判にたつていった。ベルサイユ条約の非違を是正するというのが、その強い主張でさえあつた。そしてその後の大きな出来事には、

英國政府はつねにベルサイユ条約や、その他条約を右翼的に解釈しない立場で行動してきた。それは、ルール占領、ドーラ・プラン、ロカルノ条約、軍縮協定等々においてそうであったといえる。<sup>(8)</sup>しかしこへきてそれが、明確に断定された。英国外交の少なくともベルサイユ条約を右翼的に強行しないという立場が、集約されて、そこから具体的にイタリア・ムッソリーニ宥和の政策がうち出されてきたのであった。しかしへルサイユ条約の文言を厳しく追求せず、その求めんとするところを求めるというのは、つまり、ドイツをまた他の戦敗国を完膚なきまでに痛めつけず、ドイツの再生をはかることと言えた。J・M・ケインズの主張するごとく、ドイツの経済力を復興させ、戦前標準の貿易を復活する。これに再び欧州経済を結びつける。このためドイツの石炭収奪をやめ、その生産を回復させる。戦害勘定を合理的なものとし、賠償を理性的なものとする。オーストリアの賠償を帳消しにする。ポーランド、ベルギー等に英國賠償受取り分を廻す等々が、その処方箋となるべきであった。<sup>(9)</sup>

しかしこの処方箋とイタリアのアビシニア侵略を是認すること、即ちこの場合の対伊宥和との間には実に徑庭の差があつた。まだ処方箋の実行にもとりかかっていない段階で、侵略は認等を問題にすることは出来ない相談であつた。しかし何度も言うごとくストレーザ戦線に英國が参加する以上は、そこに明確な宥和路線に踏み出す決意がなければならなかつた。英國は、そうした。そこで英國の決意は、この直後にあらわれるラバル・ホーラ・プランとなる。アビシニアの主権を名目的に残し、その領土の大部分にムッソリーニの実際上の植民地開発を許すというそれであつた。全アビシニアに熨斗をつけてこれをムッソリーニに引渡すということは、勿論考えられなかつた。ベルサイユ条約の侵略是認の態度であつた。いやこれさえ到底是認のなんのとはいえない現実だと實際はいわねばならなかつた。こ

の点、後に結果するN・チャムバレンのミュンヘン対独宥和は、その内容が、ヒットラーのムッソリーニまがいの侵略（一九三九年三月にはそうなつてしまふのだが）と異なり、ズデーテン地方三百五十五万ドイツ人のドイツ復帰といふことで、これこそ考え方によつては、ベルサイユ条約の非違を是正する第一号の条約改訂と考えられるものであった。ここに二つの觀点が成立する。(1)は、英國宥和は、当然のことと言つてしまえばそれまでだが、あくまで國際連盟とベルサイユ条約の枠内で実行するということ、この原則があるということである。対伊、対独のこの時の二箇の英國宥和政策に関して、これが一貫して眺められるということである。(2)は、しかし、(1)のとく言つても實際上、対伊宥和の場合は、實質的に侵略是認であり、対独宥和の場合は、時期的なものであつたとしても、民族自決主義というウイルソン十四点以来のベルサイユ体制の根本原則を實際上の非違を是正してあらわすという大命題に副つた行動であつたということがあるのであつた。そしてその限り、英國与論や、英國議会のこれらに対する態度のさきに少しふれた相違は、この対伊、対独宥和の内容の相違に対する敏感にして着実なそれらの反応のあらわれと解せなければならぬ面も強いのであつた。

(1) デュロッセールは、ストレーザは、ドイツに対する共同戦線の存在をデモンスルーションするものであつた。それではイタリア問題は取上げられなかつた、とのべてゐる。J.-B. Durosele, op. cit., p. 204. D.B.F.P., Second Series, Vol. XIV, op. cit., No. 230, Record at Stresa, Stresa, Apr. 12, 1935, pp. 220-22. よればエチオピア問題は公式には取上げられなかつたが、参加者の間で盛んに意見交換がなされた、とある。ルノバンは次のようにみてゐる。ストレーザの源はラバル＝ムッソリニ協定にある。仏伊交戦がその骨格である。しかし仏伊は地中海問題、植民地問題で対立していた。フランスの主張は、ダニュープ歐州の平和維持のため、イタリアに歐州的責任(responsabilités européennes)をとらせることが重要といふもの。しかし仏伊協調は、英國を参加させることによって意味がある。英國は、ダニュープ歐州のことに関心をもたぬ。英國の中歐問題は、アンショルスである。ソ連は、會議は植民地問題に沈黙していると非難した。イタリアは、會議に参加することによ

トドフランツのみならず英國の認可 (la tolérance) を得た。中歐の現状維持にイタリアを参加めす場合、トランツは、ヨチオピアはおむる英國の利害を犠牲にしなければならぬだ。即ち「ダリューア欧洲におけるイタリアとの連合 (concert) は、東アフリカで英仏両国がイタリアの行動を防衛する (cherchent à la mettre en échec) 場合、如何に活動し得るのか、また集団安全保障体制にこれまでと比較にならぬ打撃を与えるか」だ。如何にして国連組成国の犠牲でイタリアの膨張を承認するのか、問題は複雑である。P. Renouvin, op. cit., pp. 77-82.

(2) D.I.A., 1935, Vol. I, op. cit., 7, The Stresa Conference, Apr. 11-14, 1935, pp. 80-82. なお会議の場所は、Palazzo Borromeo, Isola Bella, Stresa. であった。主要参加者は、イタリアはマッソニー、英國は MacDonald & Sir John Simon ハーバード Flandin ジョルジなどであった。

(3) マッソニーが会議の最終会期で、トランツにおむるトランツによる「歐洲における」(in Europe) という言葉をテキストに勝手に書き加えたというのは、事実をおびきるのである。英國資本は、のぐらふる。この言葉は、ややに草案に書き込まれていた。あたりの否認は、トランツ (Pierre-Etienne Flandin) が認めた。レーヴィー D.B.F.P., Second Series, Vol. XIV, op. cit., Footnote to No. 230 (see Note 1 in this chapter), p. 222.

(4) D.I.A., 1935, Vol. I, op. cit., (iv) Resolution adopted by the Permanent Councils of the Little Entente and the Balkan Entente, April 15, 1935, pp. 86-87. 小協商、バルカン連合は、ベニーニー会議の歐洲平和早期実現 (des prochaines réalisations de la paix européenne.) の努力を嘉ふし、彼ひは、この会議からの國際協調と平和の確保に有効な貢献が結果をもたらす期待してゐる。ただオハムハルトの平和条約改訂願望をもすむれば五國の問題への考慮も忘れないで欲し。ハルトのベック。Ibid., pp. 103-105. トランツのメモランダムに答えるところ形で、國際義務遵守の必要性をもとめながらハック大佐 (Colonel Beck) は、新協調体制がヨーロッパの東隣国との不侵略体制、西側との善隣友好関係にどう影響するか、と問うている。Ibid., p. 108. スペイン代表は、ドイツの条約侵犯について連盟規約八条遵守の重要性を強調している。Ibid., pp. 111-12. ヘルツ代表は、この機会をとらえて、やはりローランス条約を譲せられた国として自國の安全保障に考慮がはらわれねばならない、特に海峡地帯についてそうである、とのべた。しかしトルコ代表は、すでにストレーナーが支持の点は小協商、バルカン協商の常設理事会で表明されてゐる、とのべた。以上すべて国連関係での証言である。

(5) Ibid., pp. 105-107.

(6) ルートナーは西欧諸国の関係の中で、ストレーナーが決議をうけた。ノルセは、事態を次のじとく悲観的のみる。まぢに決議は、何時もいじらへ大くんおや。ルートナーの挑戦 (le défi hitlérien) があつてから一日も経過している。それはどう

イツの軍事法 (la loi militaire allemande) を排撃しない。ただ将来のことだけ関心を示してゐる。これらは西欧諸国の特性である。第三帝国の攻撃のたびに、既成の事實を承認して将来をいましめる。だからヒットラーは、悠々として獲得物の中から次の獲物を追求するのだ、と。そして彼は、一九三五年六月一八日の英獨海軍協定とニチオピア事変 (l'affaire d'Ethiopie) が、ストレーザの結束を崩壊させる、とのべてゐる。André François-Poncet, op. cit., pp. 235-36.

- (7) 法學論集、第五号 (一九八一・七) 「N・チュムバレンの宥和政策とベルサイユ和平」、「N・チュムバレン宥和政策の褒貶」、拙稿、「一一三頁。

- (8) 同右論稿の趣旨参照。

- (9) 同右第十一号 (一九八四・六) 「N・チュムバレンの宥和政策とケインズ「講和の經濟的結果」」拙稿並びに同右第十二号 (一九八五・八) 「N・チュムバレンの宥和政策とケインズ「條約の改訂」」拙稿参照。

## 十、この稿のむすび

ストレーザ決議において英國は、その外交上ふみ切れるところまでふみ切った対伊宥和を実行しようとした。それは、与論の反撃にあってあえなくつぶれてしまふが、ここで重大なことは、このストレーザ決議が、その英国外交の宥和政策採用の転換点になつたという事実である。ベルサイユ体制成立以来、その内容の厳格な実行に吝であり、何となくベルサイユ条約の非違に敏感で、その是正にたゆたつていた英国外交が、まことに明確な宥和態度を打出し、宥和政策を実行しようとする。これは、そのターニング・ポイントを形成した英国外交の実行であつたということである。しかしこうならばこのストレーザ戦線の結集は、ヒットラーが、ベルサイユ条約軍事条項の破棄という當時驚天動地の大爆発を引起したことへの対応として結果したものであるから、いわば英国外交の宥和政策への転換は、全く事実上は、ヒットラーの行動の引起したものであつたということを忘れるべきではない、ということもいわねばな

へないのである。

(1) 英国外交は、ストレーザ決議へきて、はじめて宥和政策へ転回した。その内容は、世論や国際連盟の是認し得るものではなかつた。

(2) しかし英国外交の宥和政策転換は根を下し、大戦破裂を喰いとめるという大命題の下で、マニッシュで結実する。

N・チューマバレンは、マニッシュから第二の「名誉の平和」(Peace with honour)をもたらしたと空港で演説し、ダウニング街一〇番地の官邸には人々が群集して首相を歓迎した<sup>(1)</sup>。ストレーザ決議は、実にこの英国外交の宥和政策採用の転換点をなした。四国会議、ラバル＝ムッソリーニ協定、そしてストレーザとつく英仏独伊四国関係の中で、ストレーザ決議は、実にその転換点としての重要な意義をもつものであつた。小論はこのことを主張して「N・チューマバレンとムッソリーニの外交、II」の論点となる。これに対する大方の御叱正を乞いあげ、この稿を擱筆したい。

(1) Munich: 1938, Appeasement fails to bring Peace for Our Time, by Neil Grant, Franklin Watts, 1971. の巻頭写真11葉  
と彼の言葉「我が歴史によじて再度首相は、ニヤシから「名誉の平和」をもたらした。これが我が時代の我が平和である。(I believe that it is peace for our time.) 参照。

## △付記▽

この論文作製にあつての資料借覧につき、神戸大学名誉教授、大阪経済法科大学法学部教授、同研究所長、窪田宏氏、神戸大学附属図書館、森貞子掛長、大森博美両氏の御世話にあづかったこと多大でありますのでここに誌して感謝の意を表します。



ヘストン空港でミンヘン平和のメッセージを読むN・チエムバレン首相



夫人と共に首相官邸で群衆の歓呼にこたえる同首相